

## 基本目標 1 協働による福祉のまちづくり

### <目標 1>福祉コミュニティづくりの推進

#### (1) 地域福祉団体等を核とした福祉コミュニティづくりの推進

##### 平塚市の取り組み

- 1 地域住民が主体になって行う会合などに積極的に出向き、福祉コミュニティの必要性や意義をともに考えます。

##### 社協の取り組み

- 2 課題解決の話し合いをする場を提供し、積極的な住民参加の支援を行います。
- 3 誰もが地域で自立した生活が営めるよう、各種団体の連携による生活支援の仕組みづくりを行います。
- 4 助けあいの地域づくりのために、地区担当者が地域に出向き、福祉コミュニティづくりのノウハウなどを提供し、組織化の支援をします。

#### (2) 地域福祉団体のネットワークづくりの推進

##### 平塚市の取り組み

- 1 公的サービスに関わる情報の提供、PRを充実します。
- 2 地域での情報交換会の開催など、情報共有化のための場を整備します。

##### 社協の取り組み

- 3 民間福祉サービスや地域のさまざまな情報の提供、PRをします。
- 4 地域福祉団体間の情報交換会の開催など、情報共有化のための場を整備します。
- 5 社協が福祉関連団体の協議体構造であることから、関係団体等の連絡調整を行います。
- 6 障がい当事者団体などの福祉団体への支援を通じて、団体の課題の把握と調整を行います。
- 7 新たな地域福祉ネットワークを掘り起こすことや、既存のネットワークが維持できるよう努めます。

#### (3) 町内福祉村事業の推進

##### 平塚市の取り組み

- 1 未設置地区への住民説明会など、開設に向けて働きかけを行います。

- 2 さまざまな機会をとらえ町内福祉村事業に関する情報を広く提供します。
- 3 町内福祉村事業の意義を理解していただくため、地域住民が主体になって行う会合などに積極的に出向きます。
- 4 福祉の分野にとらわれず広く地域課題を取り上げる「まちづくりセンター」も視野に入れ推進します。

#### 社協の取り組み

- 5 地域の支えあいやボランティア活動の意義を理解していただくため、地域住民が主体になって行う会合などに積極的に出向きます。

## <目標2>地域福祉活動への参加促進

### (1) 地域福祉の啓発

#### 平塚市の取り組み

- 1 身近な地域福祉活動で先駆的な事例等を紹介します。
- 2 ワークショップなどを開催し、地域課題を明確にすることにより、地域への関心を高め、福祉活動への参加を促進します。

#### 社協の取り組み

- 3 身近な地域福祉活動で先駆的な事例等を紹介します。
- 4 地区懇談会などを開催し、地域課題を明確にすることにより、地域への関心を高め、福祉活動への参加を促進します。
- 5 福祉フェスティバルや福祉まつり、共同募金、障害者週間キャンペーンなどの機会を通じて、地域福祉の啓発を行います。
- 6 社会福祉を考えるつどいや福祉講演会において福祉課題の動向を紹介すると共に、地域福祉活動に参加できるようきっかけづくりを行います。

### (2) 福祉教育の充実

#### 平塚市の取り組み

- 1 地域住民や関係団体と連携した実践的な福祉教育、疑似体験、施設体験学習等を行い、社会福祉への理解を深めます。
- 2 ボランティア活動に関する情報の共有化を図ります。

#### 社協の取り組み

- 3 地域住民や障がい当事者の方を講師にするなど実践的な福祉学習、疑似体験、施設体験学習等を行い、児童生徒の社会福祉への理解を深め、福祉のこ

ころが根付くよう取り組みます。

- 4 福祉教育活動に取り組んでいる市内小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に対して、福祉活動事業費を助成して一層の充実を促進します。
- 5 児童生徒がボランティア活動を始めやすいように活動ガイドの配付や参加しやすい体験講座を開催します。
- 6 ボランティア活動に関する情報の共有化を図ります。
- 7 福祉学習を市内全校に広げ、取り組みが定着するよう努めます。

### (3) 地域福祉活動を担う人材育成の充実

#### 平塚市の取り組み

- 1 身近なボランティアの受け皿として町内福祉村事業を推進します。
- 2 ひらつか元気応援ポイント事業を推進します。
- 3 ボランティア体験の機会を提供するとともに、市民活動センターだより等の情報紙によるボランティア情報の提供を行います。
- 4 公民館で実施する講座や講演会について、福祉と連携を図るよう努めます。

#### 社協の取り組み

- 5 初めてボランティア活動をする人向けに活動ガイドの配付や参加しやすい体験講座を開催します。
- 6 社会人や学生、年代別、専門性などそれぞれに応じたボランティア養成講座を開催します。
- 7 より身近な地域における出張ボランティアスクールなどを開催します。
- 8 ひらつか元気応援ポイント事業を運営し、今までボランティア活動に参加してこなかった住民に対してポイント制という新しい取り組みで啓発と人材発掘を行います。
- 9 ボランティアが活動できる領域の拡大につとめ、新しい活動領域や課題対応ボランティアの養成を推進します。

### (4) 市民後見人の人材確保と支援

#### 平塚市の取り組み

- 1 市民後見人養成講座を開催し、市民後見人を養成します。
- 2 成年後見利用支援センターにおいて市民後見人への支援を行います。

#### 社協の取り組み

- 3 市民後見人養成講座を開催し、市民後見人を養成します。

- 4 市民後見人養成講座修了者に対しては、さらに知識や経験を積んでいただくための研修等を行います。
- 5 市民後見人に選任され活動していくためフォローアップ体制を整えていきます。

### ＜目標 3＞地域福祉活動の充実

#### （1）町内福祉村事業の充実

##### 平塚市の取り組み

- 1 地域の特性を活かした町内福祉村事業が展開できるように努めます。
- 2 町内福祉村事業に携わるボランティアの育成等を支援するため、講師派遣や技術的な助言を行います。
- 3 町内福祉村活動に必要な保健福祉制度や行政の情報を提供します。
- 4 町内福祉村や高齢者よろず相談センターなどの地域の関係者、市、社会福祉協議会の連携を推進します。
- 5 町内福祉村会長会議や各部会において、様々な意見交換のほか講師派遣や技術的な助言を行います。
- 6 町内福祉村事業について広く周知を行い、活動への参加を促進します。
- 7 町内福祉村事業のより良いあり方について関係者等の意見を広く聞きながら検討します。

##### 社協の取り組み

- 8 町内福祉村事業に携わるボランティアの育成等を支援するため、講師派遣や技術的な助言を行います。
- 9 町内福祉村や高齢者よろず相談センターなどの地域の関係者、市、社会福祉協議会の連携を推進します。

#### （2）民生委員児童委員活動の充実

##### 平塚市の取り組み

- 1 民生委員児童委員活動について、住民の理解が深まるように、広報紙などを通じて周知を行います。
- 2 研修会を充実させ、情報の提供や知識の向上を図ります。
- 3 民生委員児童委員活動に必要な情報を提供します。

##### 社協の取り組み

- 4 地域住民の課題の早期発見、解決のために、平塚市、社会福祉協議会ほか

各種機関が民生委員と連携し支援にあたります。

- 5 民生委員児童委員のニーズ把握や意見交換を通じて、施策提言や新たな事業の企画、開発を行います。
- 6 要援護者援助事業を通じて、民生委員児童委員の地域の実情把握に協力していきます。
- 7 民生委員児童委員活動での生活困窮者支援のために、生活福祉資金や一時貸付制度などの貸付に関する情報を共有し、解決に向けて相談を受けます。

### (3) 地区社会福祉協議会活動の充実

#### 平塚市の取り組み

- 1 町内福祉村事業を通して連携を進めます。

#### 社協の取り組み

- 2 地区社協の活動内容が理解されるよう広報啓発活動を支援します。
- 3 地域の中で、福祉ニーズを発見し解決することができる体制づくりを支援します。
- 4 身近な生活圏域における福祉活動の実施計画づくりを地区社協と協働で行います。
- 5 地区担当者が中心となって地区社協事業を検証し、その地区に合った活動拠点、人材育成、財源の確保などの組織基盤の強化をします。
- 6 地区社協部会において、地区社協会長会議や研修を開催し、情報交換や先進事例の理解などを進めます。
- 7 地区社協のニーズを把握し、施策提言や活動計画への反映をします。

### (4) ボランティア、市民活動団体等の活動の充実

#### 平塚市の取り組み

- 1 ホームページ等によりボランティア活動や市民活動などの情報が入手できるようにします。
- 2 市民が自らの意志で社会のさまざまな問題に主体的に取り組む活動を支援するため、公益信託「ひらつか市民活動ファンド」により、助成を行います。
- 3 活動の活発化を図るため、各種研修会等を開催します。
- 4 「平塚市市民活動災害補償制度」により市民活動中の事故等について補償します。

#### 社協の取り組み

- 5 ホームページ等によりボランティア活動や市民活動などの情報が入手でき

- るようにします。
- 6 ボランティア活動ニーズを調査、把握しておき、最新情報の提供やボランティア相談、登録、コーディネート業務の充実を図ります。
  - 7 新たなボランティア活動団体として活動が始められるよう立ち上げ時から組織化支援を行います。
  - 8 安心して活動できるようボランティア活動保険の取り扱いをします。
  - 9 既存のボランティア活動団体の紹介を定期的に行い、活動への理解を進め、会員の増強などを行います。
  - 10 既存のボランティア活動団体同士が横のつながりを強化できるよう、ボランティア連絡会への支援、ボランティアのつどいや各種研修会等を開催します。
  - 11 活動が持続可能となるようボランティア活動団体及びボランティア連絡会へ活動費の助成のほか運営に対する助言を行います。
  - 12 ひらつか市民活動センターとの連携を深めます。

## <目標4>安心・安全なまちづくり

### (1) 地域連携による日常生活の見守り体制の構築

#### 平塚市の取り組み

- 1 町内福祉村において、見守りや地域の居場所づくりを進めます。
- 2 地域での見守り体制を築くためのコーディネートをします。見守り者の負担を軽減するためのICT機器等について研究し、最善の見守り体制を常に提供できるよう努めます。
- 3 認知症サポーター養成講座を実施し、認知症への理解や地域での見守りを進めます。

#### 社協の取り組み

- 4 排除しない地域、無関心でない地域が実現できるように、地区担当者が中心となり地区社協や地域住民に働きかけを行います。
- 5 ミニサロンの開催頻度や開催内容・場所を検討し、気軽に参加ができる外出の機会を増やします。

### (2) 孤立死・孤独死を防ぐ連携施策の充実

#### 平塚市の取り組み

- 1 官公庁や福祉関係団体はもちろん、地域で活動する一般企業にも協力を求め、見守り協定の締結や見守り主体のネットワーク化など「孤立死・孤独死」

を防ぐための体制を構築します。

#### 社協の取り組み

- 2 地域社会と関係が築けない人、関わりを求めない人に対しても接点を探し、福祉関係者同士で連携できるようにします。
- 3 貸付などの相談や福祉サービスの利用の中から孤立化のサインを見逃さず、適切な専門機関につなげます。

#### (3) 避難行動要支援者への支援

##### 平塚市の取り組み

- 1 民生委員児童委員、自治会町内会、ボランティアや福祉施設等と連携し、避難行動要支援者の安否確認や情報伝達、災害時の助けあい活動などに取り組みます。
- 2 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づく支援体制の整備を進めるとともに、登録された情報を元にして、避難行動要支援者一人ひとりに合った支援プラン（個別計画）の策定の促進を図っていきます。

#### 社協の取り組み

- 3 災害時には「災害時ボランティアネットワークセンター」を立ち上げ、避難行動要支援者の把握やボランティアの派遣を行います。
- 4 地区社協と連携し、地域の防災体制づくりを進めます。
- 5 日頃から避難行動要支援者を取り巻く地域の関係づくりを進めます。
- 6 地域の福祉関係者と協働し、福祉マップづくりなどを通じて、避難行動要支援者の把握、支援計画づくりを行います。

#### (4) こころと命のサポート

##### 平塚市の取り組み

- 1 自殺の問題に関する正しい知識の普及啓発、悩みや困りごとの相談先の周知、支援へのつなぎ役であるゲートキーパーを養成します。

#### 社協の取り組み

- 2 総合的な自殺対策を推進するために組織している平塚市自殺対策会議や自殺対策担当者会議に委員及び構成メンバーとして参加し、連携協力を図っています。
- 3 精神保健福祉ボランティア養成講座において、うつなどの精神障害について学び、医師などの専門家やボランティアと協力して自殺問題について広報

啓発していきます。

基本目標2については市と市社協が共通して取り組むべき事業  
等が掲載されていることから、所管の別は記載しておりません

## 基本目標2 地域福祉の共通基盤づくり

### ＜目標1＞制度やサービスの情報の提供

#### (1) 情報提供の充実

- 1 多様なライフスタイルや各世代に対応したパンフレット等を作成します。
- 2 情報提供の内容について難しい言葉を減らし、わかりやすいものにするよう努めます。
- 3 関係事業者情報をわかりやすく入手できるようなホームページを作成し、利便性の向上を図ります。
- 4 常に最新の情報を提供できるように努めます。

### ＜目標2＞相談体制の充実

#### (1) 地域の身近な保健福祉相談窓口の充実

- 1 高齢者よろず相談センター、相談支援事業所（障がい）、子育て支援センターなど、専門相談機関の周知や利用促進を図ります。
- 2 町内福祉村や子育てサロンなど、地域で行われているサロン活動がより活発になるよう支援します。
- 3 各福祉会館を拠点にした相談窓口を充実します。
- 4 地区社協のふれあい福祉相談を支援します。

#### (2) 保健福祉の相談機関のネットワーク化

- 1 成年後見利用支援センターを設置し、新たな権利擁護ネットワークを構築します。
- 2 行政と身近な相談窓口の連携を強化します。
- 3 自立支援協議会や虐待防止などの問題解決のためのネットワークにより、



関係機関や地域住民などと連携します。

(3) 専門相談員等の資質の向上

- 1 保健福祉研修等研修の機会を増やし、市職員及び専門相談員の資質の向上を図ります。
- 2 地域の身近な相談機関に対して、保健福祉に関する最新の情報提供を行います。
- 3 関係機関と行政との連携を強化し、事例対応を通して専門性の向上に努めます。

<目標3>福祉サービスを支えるしくみの充実

(1) 日常生活自立支援事業の充実

- 1 日常生活自立支援事業の利用を促進するため、関係窓口においてパンフレットなどの設置やホームページによる普及啓発を行います。
- 2 権利擁護の相談支援体制の整備に努めます。【平塚市社会福祉協議会】
- 3 経済的な理由により、事業の利用が困難な方のために、利用料を減免します。

(2) 成年後見制度の推進

- 1 親族申立て・本人申立て・市長申立て・利用支援事業(報酬助成)・任意後見契約等の相談支援を行うとともに、後見人を受任している親族や市民後見人に対する相談支援を行い、センター機能の充実を図っていきます。
- 2 後見人に対する研修・交流会を開催し、後見人等の質の確保をするとともに、後見バンク(後見人人材バンク)の創設、貸金庫の利用提供、損害保険への加入など市民後見人の活動支援を行い、不祥事の防止に努めます。
- 3 市民後見人に対し、定期的な面談や活動報告を義務付け、必要に応じて専門職からの助言も受けることができるよう、適正に業務を遂行できる体制を整備します。
- 4 成年後見制度を利用したくても、家庭裁判所に後見人選任のための申立てをすべき4親等内の親族がいないなどの理由により申立てができない人について、市長が親族に代わり、後見等の申立て(市長申立て)を行います。
- 5 成年後見制度を利用したくても、後見人等の報酬が負担できない人の制度利用を支援するため、後見人等の報酬の助成をします。
- 6 成年後見制度の利用促進を目的に、専門職団体、関係機関及び他団体と協働し、市民を対象とした講演会を開催します。また、必要により企業や関係

団体への制度説明会を開催するなど、制度の普及啓発活動に努めます。

- 7 申立てする後見人がいない方などに対して、親族等に代わって社会福祉協議会が後見人となる法人後見を実施します。

### (3) 社会福祉事業の充実

- 1 利用者からの苦情に対して、サービス事業者では解決できないものについて、苦情解決のために設置された「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」の情報を、ホームページやパンフレット等で市民に提供します。
- 2 介護保険制度に関する苦情について、市介護保険課又は県国民健康保険団体連合会において苦情解決に努めます。
- 3 ホームページやパンフレット等において、福祉サービス第三者評価事業の理解と周知を行います。
- 4 地域の福祉施設、福祉事業所等を紹介し、地域の中で障がい者、高齢者、子育て中の世帯等について理解を進めます。
- 5 市内の高齢、障がい、児童福祉施設で構成している福祉施設部会の活動を支援します。